

会員ニュース

2018. 10 (新-91号)
日本電気管理技術者協会
事務局編集

今年は猛暑だったせいか、紅葉が早く始まりそうな気配を感じます。一方で南の海では台風がしぶとく迷走し、気象の変動には多少のことでは驚かなくなっていました。

皆様におかれましては、朝晩の気温の変化に気を付けてお過ごしくださいますようお願い申し上げます。

さて、西方では抹殺された「ジャーナリスト」あれば、生還した「ジャーナリスト」ありで明暗が分かれる結果となりました。

本邦では、またも渦巻く「自己責任論」。こんな時至極素直に「無事でよかったね！」でいいんじゃないかな、と思う事務局より「会員ニュース(91号)」をお届けします。



(2018年10月、猫も日向ぼっこの季節に)

草の穂に 香箱作る 猫児かな

1. 10月4日、電安課のHPに「『電気設備の技術基準の解釈』の一部改正について」が掲載されました。

電技省令の技術的要件を満たすものと認められる技術的内容については、「電気設備の技術基準の解釈」(20130215商局第4号。以下「電技解釈」という。)において、具体例などを示しているが、近年の安全基準の検討の進展等を踏まえ、電技解釈について、所要の改正を行う。とのことです。

詳細は、添付資料「電技解釈改正(018.10.4)」をご参照ください。

2. 10月5日、電安課のHPに「電気事故速報値を更新しました」が掲載されました。

恒例の「管内自家用電気工作物電気事故速報値」の更新です
9月の「感電死亡事故」はありませんでした。

会員の皆様も「ご安全に！」日常業務を行われますようお願いいたします。

詳細は、添付資料「電気事故速報値(9.30)」をご参照ください。

3. 10月23日、同じく電安課のHPに「太陽電池発電設備に関する技術基準の解釈の一部改正について」が掲載されました。

平成30年10月1日付で、以下の通り太陽電池発電設備に関する「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正を行いました。

とのことです。

1. でお知らせしました「電技解釈一部改正」の「第46条第2項(太陽電池発電設備)」に関しての詳しい内容となっております。

詳細は、添付資料「電技解釈一部改正について(018.10.23)」をご参照ください。

なお、この改正について大変分かり易い資料(電技解釈改正時のパブコメQ&A)があるのですが、A4で79頁ありますので、必要な方は事務局にご請求ください。

4. 10月25日、経産省のHPに「住宅用太陽光発電設備の買取期間満了を迎える方向けの情報提供サイトを開設しました」が掲載されました。

資源エネルギー庁は、住宅用太陽光発電設備の固定価格買取制度による買取期間が満了する方に向けて、買取期間満了後の選択肢や今後のスケジュール等の情報提供のためポータルサイトを開設しました。

とのことです。

現時点では、固定価格買取制度対象物件は住宅用から期間満了を迎えますが、売電用の物件も順次満了を迎えます。この制度で運用されている設置者様にも、参考になると思われます。

詳細は、添付資料「住宅用太陽光発電買取制度期間満了情報サイト開設」をご参照ください。

「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について

平成30年10月
経済産業省
産業保安グループ
電力安全課

1. 改正の趣旨

国は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、事業用電気工作物の技術基準への適合を義務付けており、事業用電気工作物が適合しなければならない技術基準として、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号。以下「電技省令」という。）を定めている。

電技省令の技術的要件を満たすものと認められる技術的内容については、「電気設備の技術基準の解釈」（20130215商局第4号。以下「電技解釈」という。）において、具体例などを示しているが、近年の安全基準の検討の進展等を踏まえ、電技解釈について所要の改正を行う。

2. 具体的な改正内容

(1) 電力変換装置の回路の絶縁性能に関する規定の改正

- 回路の絶縁性能については、電技省令第5条第2項において「事故時に想定される異常電圧を考慮し、絶縁破壊による危険のおそれがないものでなければならない」と定められており、これを受けた電技解釈16条では、電技省令第5条第2項の規定を満たす具体的な仕様が例示されている。
- 近年増加している太陽電池発電設備や風力発電設備等の分散型電源については、それらを系統に接続するにあたり、交流・直流を変換する電力変換装置が必要であるが、このうち太陽電池発電設備に接続する逆変換装置（電力変換装置の一種）の絶縁性能については、電技解釈第16条第6項第5号に定めがある。
- 具体的には、電気学会電気規格調査会標準規格 JEC-2470(2005)「分散形電源系統連系用電力変換装置」（以下「JEC-2470」という。）で定める試験方法により絶縁耐力を有していることを確認した後、常規対地電圧（通常の運転状態で回路と大地との間に加わる電圧）を回路と大地との間に連続して10分間加えて確認したときに、これに耐える性能を有すること、と規定されている。
- 他方、太陽電池発電設備以外の分散型電源に接続する電力変換装置であって、使用電圧が低圧のものには、電技解釈第16条第6項第1号イや同条第6項第3号等が適用され、回路の種類に応じて、以下の表のとおり、最大使用電圧の1倍～1.5倍の試験電圧を回路と大地との間に連続して10分間加えたときに、これに耐える性能を有すること、が求められており、現地での絶縁耐力試験について、太陽電池発電設備に接続する逆変換装置に比べて、より厳しい仕様が例示されている。

回路の種類	試験電圧
交流	最大使用電圧の1.5倍の交流電圧（500V未満となる場合は500V）
直流	最大使用電圧の1.5倍の直流電圧又は1倍の交流電圧（500V未満となる場合は、500V）

- 今般、日本電気技術規格委員会（以下「JESC」という）において、太陽電池発電設備に用いる逆変換装置以外の電力変換装置の電路の絶縁性能に関し、JEC-2470(2005)「分散形電源系統連系用電力変換装置」（以下「JEC-2470」という。）で定める試験方法により絶縁耐力を有していることを確認した後、常規対地電圧（通常の運転状態で電路と大地との間に加わる電圧）を電路と大地との間に連続して10分間加えることによる安全の確認方法の適否について、検討が行われた。その結果、常規対地電圧を加えることによる確認であっても、必要な安全性が確保できることが確認された。
 - これを踏まえ、電技解釈第16条第6項第5号の適用範囲を拡大し、太陽電池発電設備に用いる逆変換装置以外の電力変換装置も対象とする改正を行う。
- (2) 太陽電池発電設備の支持物の強度に関する規定の改正
- 電気設備の施設に際しては、電技省令第4条に基づき、感電、火災等の防止が義務付けられている。
 - 電技解釈第46条では、太陽電池発電所等の電線等について電技省令4条を満たす具体的な仕様が例示されているが、太陽電池発電設備の支持物については、日本工業規格 JIS C 8955 (2004)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定される強度を有することが求められている。
 - 一方、太陽電池発電設備については、ここ数年、公衆安全に影響を与える重大な設備損壊被害が発生している状況にあった。また、日本工業規格 JIS C 8955 については、支持物の強度をより高める観点から、2017年3月に改訂が行われた。そこで、太陽電池発電設備の安全を確保するための基準について、第16回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会（平成30年3月）で審議した結果、具体的な仕様の例示としては、改訂された日本工業規格 JIS C 8955 を採用することが適当とされた。これを踏まえ、電技解釈第46条を改正する。
- (3) IEC 60364 規格の制改定への対応
- 需要場所に設置される低圧の電気設備は、電技解釈第218条に規定する IEC 60364 シリーズの規格に基づき施設できることとされている。
 - 同シリーズの規格は随時制改定されているところ、同シリーズのうち近年制改定された5規格については、一部の箇条を除き電技解釈に取り入れ可能であると確認された。これを踏まえ、同条（218-1表）を改正する。
- (4) 電技解釈で引用している JESC 規格・JIS 規格の最新版への更新
- 電技解釈で引用している以下の規格について、保安水準には影響を与えない項目について改正が行われたことを踏まえ、規格の名称を最新版に更新する。

該当条文	引用規格
第129条【橋に施設する電線路】	JESC E2016
第130条【電線路専用橋等に施設する電線路】	JESC E2016
第133条【臨時電線路の施設】	JIS G3525

off



- ▶ [電力の安全](#)
- ▶ [鉱山の安全](#)
- ▶ [火薬類の安全](#)
- ▶ [都市ガスの安全](#)
- ▶ [LPガスの安全](#)
- ▶ [高圧ガスの安全](#)
- ▶ [熱供給の安全](#)
- ▶ [事故・トラブル情報](#)
- ▶ [発電所環境アセスメント情報](#)
- ▶ [電気式浴室換気乾燥暖房機の情報](#)

- [法令](#)
- [審議会等](#)
- [パブリックコメント](#)
- [情報公開](#)
- [申告について](#)
- [資格・試験](#)
- [リンク集](#)

産業保安規制の業務内容

[TOPページ](#) > [産業保安規制の業務内容](#) > [電力の安全](#) > [電気設備の安全](#) > [太陽電池発電設備を設置する場合の手続き](#)

電力の安全

[新着情報](#) | [お知らせ](#) | [電気設備の安全](#) | [電気設備の申請・届出等の手引き](#) | [電気工事の安全](#) | [電気工事業法の申請・届出等の手引き](#) | [太陽電池発電設備を設置する場合の手続き](#) | [PCB含有電気工作物](#)

太陽電池発電設備に関する技術基準の解釈の一部改正について

○ 太陽電池発電設備に関する電気設備の技術基準の解釈の一部改正について

平成30年10月1日付けで、以下のとおり太陽電池発電設備に関する「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正を行いました。

今般の改正では、第46条第2項に定める太陽電池発電設備の支持物（一般的には、「架台」、「基礎」と呼ばれる部分）の性能について、最新の技術的知見を取り入れました。改正日以降、太陽電池発電設備の支持物について、新設・増設・改修の工事を行う際、本解釈に適合するよう設計すれば、「電気設備に関する技術基準を定める省令」に定める技術的要件を満たすものと認められます。（※）

また、本解釈改正以前に設置された太陽電池発電設備については、改正後の基準に適合していない場合であっても、直ちに技術基準適合義務違反にはなりません。安全の確保に万全を期すため、設備の安全性を改正後の基準に照らして確認いただき、必要に応じて、補修等を行っていただきますようお願いいたします。

※なお、省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準が達成できる技術的根拠が示されれば、省令に適合するものとして判断され、必ずしもこの解釈に従う必要があるものではありません。ただし、同等もしくは同等以上の安全性を有することを設置者自身で証明していただく必要があります。

○ 添付書類

- ▶ [新旧対照表（第46条第2項抜粋）](#)
- ▶ [電気設備の技術基準の解釈](#)
- ▶ [電気設備の技術基準の解釈の解説](#)

● [新着情報](#)

● [法令](#)

● [審議会](#)

● [資格・試験](#)

関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

平成30年9月30日時点

平成29年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	4 (4)	1 (3)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	16 (18)
電気火災		0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
停電波及		10	6	3	9	8	12	8	9	4	8	5	4	86
主要電気工作物破損等		2	0	1	1	6	1	6	3	3	2	1	1	27
発電支障		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
件数		12	8	8	10	18	14	15	13	9	12	7	6	132

平成30年度

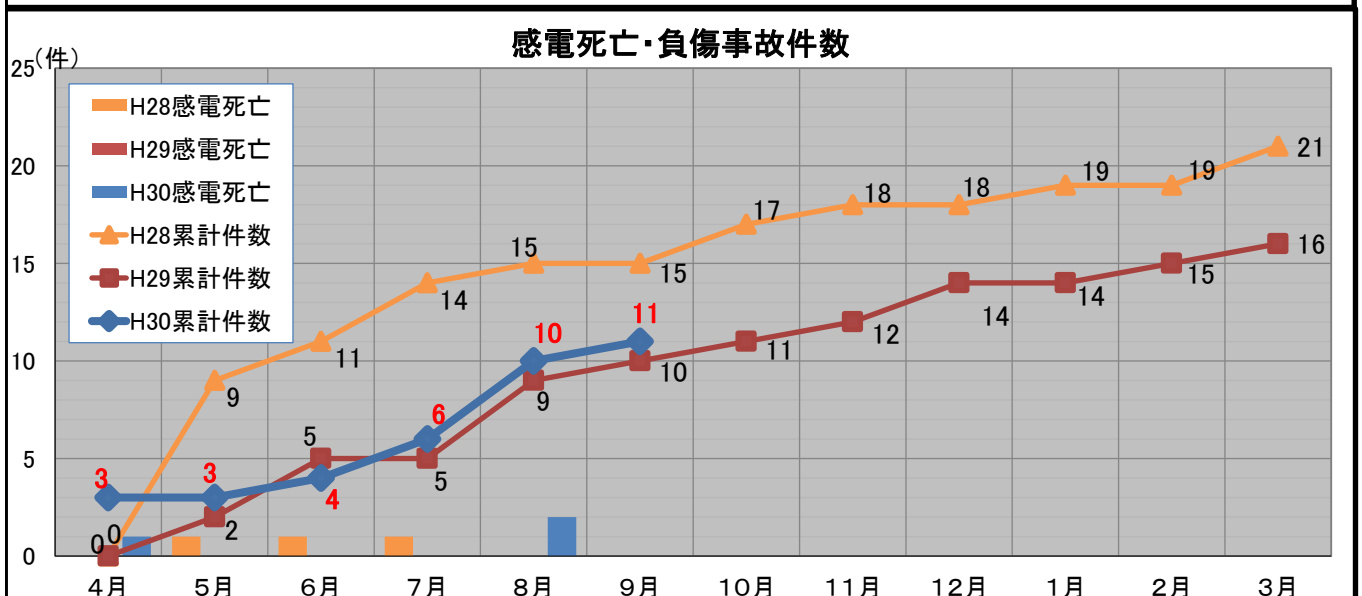
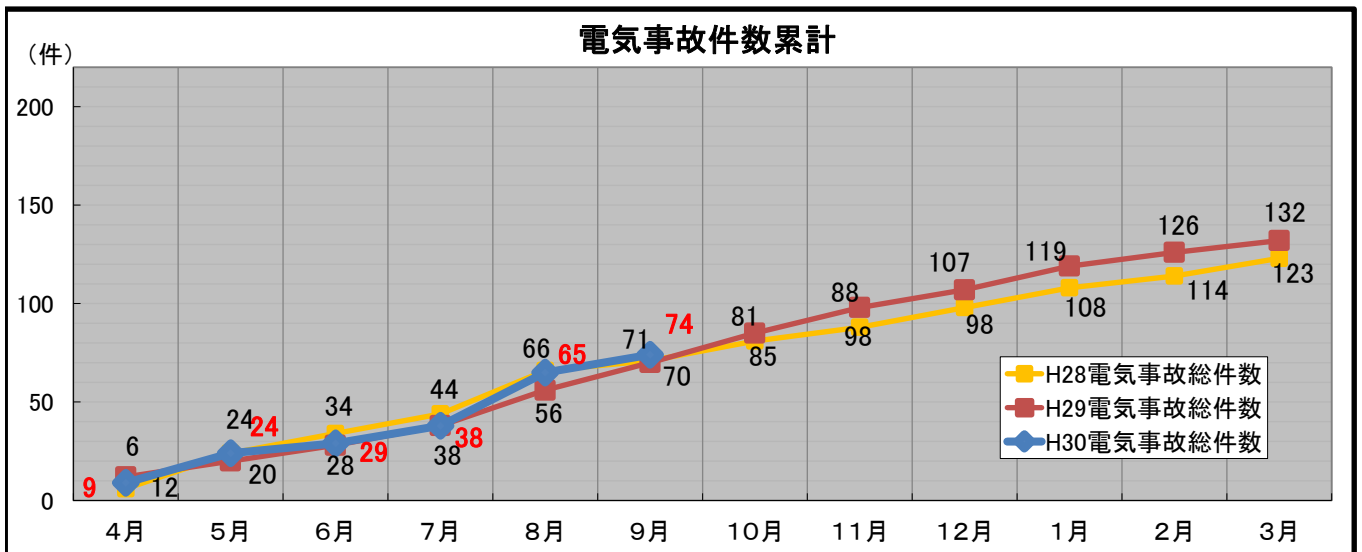
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)							
	感電・アーク等負傷	2 (2)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	1 (1)							
電気火災		0	0	0	0	0	0							
停電波及		2	10	4	5	20	7							
主要電気工作物破損等		4	5	0	2	3	1							
発電支障		0	0	0	0	0	0							
件数		9	15	5	9	27	9							

※1 1つの事故で複数の項目に該当する場合は、各項目にカウントしていますが、総合計では反映していません。

※2 発電所における事故件数も含まれます。

※3 人身の()は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。自然現象等による事象も含まれます。



off



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

住宅用太陽光発電設備の買取期間満了を迎える方向けの情報提供サイトを開設しました

2018年10月25日

資源エネルギー庁

▶エネルギー・環境

資源エネルギー庁は、住宅用太陽光発電設備の固定価格買取制度による買取期間が満了する方向けに、買取期間満了後の選択肢や今後のスケジュール等の情報提供のためポータルサイトを開設しました。


1. 背景・趣旨

2009年11月から開始された余剰電力買取制度の適用を受けた住宅用太陽光発電設備は、2019年11月以降順次、固定価格買取制度による買取期間が満了を迎えます。

住宅用太陽光発電設備は、買取期間満了後も自立的な電源として発電する役割が期待されています。こうした環境変化は、太陽光発電設備を設置されている御家庭の皆様にとっては自家消費型のライフスタイルへの転換を図る契機となり、事業者の皆様にとってもビジネスチャンスとなるため、政府としてもこうした取組を後押しするべく、買取期間満了後の選択肢や今後の対応について広く周知するためポータルサイトを開設しました。

2. ポータルサイトの概要

本ポータルサイトでは、住宅用太陽光発電設備を設置されている御家庭や、小売電気事業者をはじめとする事業者の皆様に対して、以下の情報を提供します。

- 住宅用太陽光発電設備を設置されている御家庭向け
 - ・買取期間満了後の選択肢や、余剰電力の買取りを希望する事業者情報の提供
 - ・小売電気事業者等による買取メニューの公表スケジュール
 - ・トラブル回避の注意喚起等
 - 小売電気事業者等の事業者向け
 - ・余剰電力の買取りを希望する事業者として本ポータルサイトに登録する方法(登録希望事業者募集中)
 - ・買取期間満了を迎える世帯の地域別の概数 等
- ・ [ポータルサイトはこちら](#) 

担当

電話:0570-057-333(受付時間:平日9:00~18:00)